

千葉市水道局告示第13号

水道法第16条の2第1項の規定により、下記の者を千葉市水道局指定給水装置工事事業者に指定したので、千葉市水道局指定給水装置工事事業者規程第5条第1号の規定により告示します。

令和 5年 6月 19日

千葉市長 神谷 俊一

所在地	千葉市若葉区桜木北三丁目16番7
商号	株式会社三田工業
代表者	代表取締役 行木 辰哉
指定年月日	令和5年 5月 26日
指定番号	第345号